

給与増加額の最大40%が 税額控除に

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼ぐ力を高め、従業員への収益の還元を促進する目的で、賃上げ税制が抜本的に強化される。今回は、税額控除率が過去最大の40%に強化される中小企業向け賃上げ税制について重点的に解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

【Q1】賃上げ税制の改正の概要は？

所得拡大促進税制は、2013年に創設され、適用期限が到来する都度要件の見直しが行われ延長されました。昨年の税制改正においても、中小企業向けの制度について適用要件が大幅に簡素化されましたが、2022年度税制改正では、さらに適用要件の改正が行われ、税額控除率が最大25%から40%に大幅に引き上げられました（図表1）。

また大企業向けの賃上げ税制は、既存の従業員である継続雇用者（当期及び前期の全期間の

各月分の給与等の支給がある一定の雇用者）に対して支給する給与等を3%以上増加させた場合に、継続雇用者給与等支給額の対前年比増加額の15%（最大30%）を控除する税制に改正されました（中小企業向け賃上げ税制の要件を満たさない場合でも、大企業向け賃上げ税制の要件を満たせば中小企業でも適用可）。

【Q2】既存の従業員への賃上げ率は？

中小企業向け賃上げ税制の適用を受けるためには、雇用者全体の給与が前年度比で1・5%以上増加することが必要です。しかし、既存の

■図表1 中小企業向け所得拡大税制の改正内容

従業員への分配に積極的な中小企業を後押しできるよう、「雇用者全体の給与（雇用者給与等支給額）」や「教育訓練費」を増加させた企業に対して、雇用者全体の給与の増加額の最大40%を税額控除（控除上限は法人税額の20%）

	改正前（最大25%の税額控除）		改正後（最大40%の税額控除）	
適用時期	2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度		2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する事業年度	
必須要件	雇用者全体の給与（雇用者給与等支給額※1）が前年度比で1.5%以上の増加	雇用者全体の給与の対前年度増加額の15%を税額控除	雇用者全体の給与が前年度比で1.5%以上2.5%未満の増加	雇用者全体の給与の対前年度増加額の15%を税額控除
	雇用者全体の給与が前年度比2.5%以上であり下記のいずれかを満たすこと ①教育訓練費※2が前年度比で10%以上増加 または ②経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実になされていること	税額控除を10%上乘せ	雇用者全体の給与が前年度比で2.5%以上の増加	雇用者全体の給与の対前年度増加額の30%を税額控除
追加要件			教育訓練費※2が前年度比で10%以上増加	税額控除を10%上乘せ

※1 国内雇用者（国内の事業所について作成された賃金台帳に記載された正社員のほか、パート、アルバイト、日雇い労働者も含むが、使用人兼務役員を含む役員、役員の親族等の特殊関係者は除かれる）に対する給与等（給与、賞与等の給与所得）をいう。ただし、給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額（雇用調整助成金等の雇用安定助成金を除く）がある場合には、当該金額を控除する
※2 法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設利用料等、外部研修委託費等、外部研修参加費等）

■図表2 改正による税額控除額の影響

下記の事例のように給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加した場合には、改正により税額控除の金額が60万円から120万円に2倍となる（上乘せがある場合は、100万円から160万円となる）。

	項目	前事業年度	適用事業年度	適用の判定となる増加率※1	税額控除の対象となる増加額※2
A	雇用者給与等支給額（雇用安定助成金※3を含む）	5200	5700	9.6%	500
B	雇用安定助成金※3	200	300		
C	調整雇用者給与等支給増加額（A-B）	5000	5400		上限 400

※1 要件の適用判定の際にはAの対前年度増加額（雇用安定助成金を含む）で判定する
増加率 = (5700 - 5200) ÷ 5200 × 100 = 9.6%
※2 税額控除の対象となる増加額は、原則はAの増加額500万円、ただしCの雇用安定助成金控除後の増加額が上限とされるため400万円となる
※3 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、緊急雇用安定助成金の額およびこれらに上乘せして支給される助成金の額、その他雇用調整助成金等に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

税額控除	給与額の増加のみの控除額	教育訓練費の上乗せがある場合の控除額
改正前（1.5%以上の増加 15%）	60（400×15%）	100（60+400×10%）
改正後（2.5%以上の増加 30%）	120（400×30%）	160（120+400×10%）

全従業員の平均給与を1・5%以上賃上げしなくても適用の要件を達成できる場合もあります。雇用者全体の給与には、正社員、パート、アルバイトをはじめ、新規採用者の給与も含まれます。従って、既存の従業員の給与の賃上げ率が1・5%に達しない場合でも、新規採用の正社員やパート等の従業員の増加により給与支給総額が対前年比1・5%以上増加すれば適用要件を満たすことが可能です。

【Q3】控除する助成金の把握が必要に？

賃上げ税制の適用の可否を判定するために、給与等支給額の対前年度増加額を算定する際は、出向負担金の受入れ金、キャリアアップ助成金（正社員化コース）など他の者から支払いを受ける金額がある場合は、その金額を控除して適用要件（1・5%以上の増加）の判定を行います。ただし給与等支給額の増加額を算定する際に、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、緊急雇用安定助成金等の雇用安定助成金は給与等支給額から控除しないことになっています。

税額控除される金額は、給与等支給額の対前年度増加額に控除税率（15%、30%）を乗じて算定します。ただし税額控除の対象となる金額には上限があります。その上限額は、雇用調整助成金等の雇用安定助成金を控除して算定し

た調整雇用者給与等支給増加額となります（図表2）。

このため、企業が支払いを受ける助成金等の内容と金額の把握を行う必要があります。

【Q4】改正による影響額の試算は？

設例により改正による影響額を試算しました（図表2）。税額控除の適用要件は、雇用者給与等支給額（雇用安定助成金を含む）の前年度比の増加率により判定します。設例では、雇用者給与支給額が5200万円から5700万円に500万円増加していますから、増加率は9・6%となります。

現行（改正前）の税額控除率は雇用者全体の給与の増加率が対前年度比1・5%以上の場合は15%、改正後は2・5%以上の場合は2倍の30%に増加しました。

設例では、雇用者給与支給額の増加額は500万円ですが、税額控除の算定については、雇用安定助成金を控除した、調整雇用者給与等支給増加額400万円（5400万円-1500万円）が上限とされています。従って実際の税額控除額は、改正後は120万円（400万円×30%）と算定されます。（法人税額の20%が上限で、さらに法人住民税の計算においても税額控除の適用があります）。

※本記事の内容は2021年12月の政府決定時点のもので、今後国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。